

徳島市水道ビジョン2019策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市水道事業の長期的な事業運営の指針であり基本計画となる徳島市水道ビジョン2019を策定するにあたり、徳島市水道ビジョン2019策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、徳島市水道ビジョン2019の策定に必要な重要事項について審議し、徳島市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、知識経験を有する者、公募市民等の中から管理者が選定し依頼する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置くこととし、委員の互選によって決めるものとする。

2 会長は、市民会議を代表し、総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(市民会議)

第5条 会長は必要に応じて市民会議を招集し、議長として市民会議を進める。

2 市民会議は、委員の過半数が出席をしなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、市民会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(市民会議の公開)

第6条 市民会議は、原則として公開とする。ただし、市民会議の決定により、公開しないことができる。

2 市民会議の公開に関し、傍聴その他必要な事項は、会長が市民会議に諮って定めるものとする。

(設置期間)

第7条 市民会議は、その任務が達成されたとき解散する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、経営企画課に置くものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。